

アフリカ教育学会会則

第1条（名称）

本会はアフリカ教育研究フォーラム（Africa Educational Research Forum）からアフリカ教育学会（Japan Society for Africa Educational Research）と改称する。

第2条（事務局）

本会の事務局は、会長が所属する機関または会長が指名する場所に置く。

第3条（目的）

本会は、アフリカの教育についての研究および調査の推進を図り、会員相互の交流と協力によって、アフリカ教育研究の発展に努めることを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) アフリカおよびその周辺地域の教育についての研究および調査
- (2) 研究発表のための会合の開催
- (3) 雑誌「アフリカ教育研究」の刊行
- (4) 本会の目的を達成するために必要なその他の事業

第5条（会員）

1. 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同する個人
- (2) 学生会員：本会の目的に賛同する大学院生および学部学生
- (3) 特殊会員：特殊な事情により、会費納入義務なしに会員の権利が与えられる個人

2. 理事会は以下の条件を満たしかつ本会の目的に賛同する個人を、特殊会員として承認できる。

- (1) 本会の正会員または学生会員としての経歴を有し、会費の未納がなく、日本以外の国・地域で活動する個人（大学院生および学部学生を含む）
- (2) 本会の正会員としての経歴を有し、会費の未納がなく、65歳以上で常勤職に就いていない個人
- (3) その他、理事会が会費納入義務を免除できる特殊な事情があると認定した個人

第6条（会費）

1. 会員は定められた年会費（正会員：5,000 円、学生会員：2,000 円、特殊会員：免除）を納入しなければならない。納入された会費は返却しない。
2. 顧問は会費の納入を要しない。

第7条（会員の権利）

1. 会員は次の権利を有する。
 - (1) 本会が刊行する雑誌「アフリカ教育研究」に投稿する権利
 - (2) 本会が開催する会合で、本会の目的に則った研究発表をする権利
 - (3) 本会が行う研究および調査、その他の事業に参加する権利
2. 会費を滞納したものは完納するまで、当該年度に第1項に定める権利を停止される。

第8条（入退会）

1. 会員になろうとする者は所定の申込手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。
2. 会員は、以下の理由で資格を失う。
 - (1) 本人が書面で退会を会長に申し出た
 - (2) 会費を3年間滞納し、その年度末をもって自動退会となった
 - (3) 本会の名誉を傷つける行為があったため、理事会が退会と決定した
 - (4) 本人が死亡した
3. 前項第1号の理由で退会する会員は、退会する年度までの会費を完納しなければならない。
4. 第2項第2号の理由で退会した個人は、第1項に定める手続きを経て再入会できる。この際は、滞納した会費を納めなければならない。ただし、理事会が特段の事情を認めた場合は、この限りではない。

第9条（役員）

1. 本会に以下の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 理事 12名程度（会長、副会長および事務局長を含む）
 - (5) 顧問 若干名
 - (6) 幹事 若干名

(7) 監査役 2名

2. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第10条（役員の選出）

1. 理事は正会員から選出される。
2. 会長、副会長および事務局長は理事会において互選により決める。
3. 顧問は本会に特別の功労のあったものを理事会が選出し、会長が委嘱する。
4. 幹事は理事会が決め、会長が委嘱する。
5. 監査役は理事会が選考し、会長が委嘱する。

第11条（役員の任務）

1. 会長は本会を代表して会務を総括し、理事会の議長を務める。
2. 副会長は会長を補佐し、会長の不在あるいは事故のある時にその職務を代行する。
3. 事務局長は、会長、副会長を補佐し、事務局を統括し、日常の会務を執行する。
4. 理事は理事会を構成し、本会の組織運営、会則の改廃などに関わる事項の審議を行う。
5. 顧問は本会の運営等に関する事項について会長の諮問に応じる。
6. 幹事は本会の主に会計処理につき事務局長を補佐する。
7. 監査役は本会の会計を監査する。

第12条（会の運営）

本会の運営は本会則による。理事会は細則を定めることができる。

第13条（会議）

1. 理事会は、次の事項の議案の承認と決議を行う。
 - (1) 事業計画および事業報告
 - (2) 予算、決算および会計監査報告
 - (3) 役員の選出
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他
2. 会長は会員総会において理事会の決定事項を報告する。
3. 会員総会は通常毎年一回開催する。

第14条（会計）

1. 本会の運営および事業は次の資産によって行う。

- (1) 会費
 - (2) 事業に伴う収入
 - (3) 寄付金
 - (4) その他の収入
2. 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日におわる。
 3. 本会の会計処理は、事務局長が責任を持つ。
 4. 監査役は、理事会に会計監査報告を行い、承認を受けなければならない。

第15条（学会賞の規定）

学会賞については、別途定めることとする。

第16条（会則の改正）

この会則を改正するときは、理事会での審議を経て、会員総会に報告する。

附則

本会則は、平成20年（2008年）4月18日から施行する。

附則（平成31年（2019年）4月12日一部改正）

本会則は、平成31年（2019年）4月12日から施行する。

附則（令和4年（2022年）4月9日一部改正）

本会則は、令和4年（2022年）4月9日から施行する。ただし、改正前の会則第7条第2項の運用にあたり数えられていた会費滞納年数は、新会則の第7条第2項と第8条第4項を運用する際に用いる会費滞納年数の一部となる。